市民参加実施予定シート

担当課： まちづくり推進課

予定
令和８年４月１日時点

（１）市民参加の手続の実施予定について

事業タイトル	**公共交通で気軽におでかけできるまちを目指して**	市が考える市民等への影響	〈メリット〉 ・地域公共交通の現状や課題を整理し、地域にとって望ましい公共交通が明らかになる。 ・持続可能な地域公共交通網の形成に寄与する。 〈デメリット〉 ・特になし
正式名称	流山市地域公共交通計画の改訂		
概要	令和４年２月に策定した「流山市地域公共交通計画」の改訂手続きを実施する。 流山市全域の公共交通の現状や課題を整理し、まちづくりと連携した公共交通ネットワークを再編することにより、持続可能な地域公共交通網を形成する。 市内の公共交通に関する実態調査を行った上で、有識者、交通事業者や公共交通利用者等からなる協議会を開催し、必要な公共交通について検討を行う。	上位計画の有無	

（２）市民参加の対象事項について　※該当する項目を黒塗り（■）

市民参加の対象事項に該当するもの　（条例第５条第１項及び第４項）		市民参加の手続を実施しないもの　（第５条第２項の規定）	
■	（１）基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	□	（１）軽易なもの
□	（２）行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	□	（２）緊急に行わなければならないもの
□	（３）公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	□	（３）法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
□	（４）市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
□	（５）条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
□	第５条第４項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

（３）市民参加の方法について

市民参加の方法（条例第６条第１項）

実施方法		実施予定時期	参加が期待される市民等	関連するＨＰの広報ＩＤ	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由
複数実施	**審議会等**	令和８年４月～令和９年３月中で８回程度	協議会委員（公共交通利用者（流山市民））	1025617	流山市地域公共交通活性化協議会 （分科会含む）	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき設置が必要であり、また、交通分野だけでなく、様々な関係者が、それぞれ専門的な見地から協議・議論する必要があると考えたため。
	パブリックコメント手続	令和８年１１月～１２月	全市民等	実施時期にあわせて作成		素案を広く周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できると考えたため。

（４）市民参加のスケジュール（予定）

令和７年度		令和８年度										令和９年度	
４～９月	10月～３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	４～９月	10月～３月
		流山市地域公共交通活性化協議会（※進捗に合わせて随時開催）													
									パブリックコメント						

（５）当初予定からの変更履歴　※変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由